



2026年3月25日

各位

会社名 株式会社 船場  
代表者名 代表取締役社長 小田切潤  
(コード番号：6540 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
コーポレート・海外担当 秋山弘明  
(TEL. 03-6865-8195)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、予め指名報酬委員会の審議を経て、2026年3月25日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年4月22日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 26,844株
(3) 発行価額	1株につき1,854円
(4) 発行総額	49,768,776円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（監査等委員である取締役を除く） 2名 10,369株 取締役を兼務しない執行役員（エグゼクティブフェローを含む） 11名 16,475株
(6) その他	該当事項はありません。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2019年3月4日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年3月27日開催の第58回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額99百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。なお、本日開催の株主総会において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、従前の2年間から5年間までの間としていた譲渡制限期間から、割当てを受けた日より対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した時点までとする変更についてご承認をいただき同日開催の取締役会において下記の通り譲渡制限付き株式報酬制度の内容を変更いたしております。

また、当社の取締役を兼務しない執行役員（エグゼクティブフェローを含むものとし、以下同様とします。なお、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）を対象に、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（本制度と総称して、以下「本制度等」といいます。）を導入しております。

本制度等の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度等の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 124,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度等による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、(i) 株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブとして、「勤務継続型株式報酬」と、(ii) 中期経営計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けたインセンティブとして、「業績条件型株式報酬」により構成することとします。なお、取締役を兼務しない執行役員に対しては、勤務継続型株式報酬に係る譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとします。本制度等の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、勤務継続型株式報酬及び業績条件型株式報酬を合わせて、金銭報酬債権合計 49,768,776 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式 26,844 株を付与することといたしました。

譲渡制限期間については、持続的な当社の企業価値向上を目的とするため、対象取締役については、勤務継続型株式報酬、業績条件型株式報酬共に、払込期日以後、当社及び当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員又は監査役（以下単に「取締役等」という。）のいずれの地位をも喪失するまでの間、取締役を兼務しない執行役員については、払込期日以後、当社の従業員、取締役を兼務しない執行役員、取締役、執行役又は監査役（以下「執行役員等」という。）のいずれの地位をも喪失するまでの間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 13 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。本新株発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### < (i) 勤務継続型株式報酬に係る本割当契約 >

##### (1) 譲渡制限期間

払込期日以後、取締役等のいずれの地位をも喪失するまでの間。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が 2025 年 12 月期の当社の定時株主総会終結時（以下「役務提供開始日」という。）からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という）、継続して、当社又は当社の子会社の取締役等のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

##### (3) 本役務提供期間中に、対象取締役が正当な事由により地位を喪失した場合の取扱い

対象取締役が、本役務提供期間中に、正当な事由により取締役等のいずれの地位をも喪失した場合には、対象取締役の地位の喪失の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。本譲渡制限の解除株式数は、当該地位喪失時点において保有する本割当株式の数に、役務提供開始日の翌月から退任日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）とする。ただし、本役務提供期間中に対象取締役が死亡した場合は本譲渡制限を解除しない。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

< (ii) 業績条件型株式報酬に係る本割当契約 >

(1) 譲渡制限期間

対象取締役については、取締役等のいずれの地位をも喪失するまでの間、当社の取締役を兼務しない執行役員については、執行役員等のいずれの地位をも喪失するまでの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役については、2025年12月期の当社の定時株主総会終結時（以下「役務提供開始日」という。）からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という）継続して取締役等の地位にある者で、かつ、2026年12月期に係る当社グループの連結純利益が16億円以上を達成したことを条件として、また、取締役を兼務しない執行役員については、2026年1月1日から2026年12月31日までの期間継続して執行役員等の地位にある者で、かつ、正当な事由により、執行役員等のいずれの地位をも喪失したこと（ただし、2026年1月1日から2026年12月31日までの期間後に、正当な事由なく、執行役員等のいずれかの地位を喪失した場合には、払込期日から3年を経過するまでの間執行役員等の地位にあったこと）並びに、2026年12月期に係る当社グループの連結純利益が16億円以上を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に地位を喪失した場合の取扱い

本役務提供期間中に、対象取締役については、取締役等のいずれの地位、取締役を兼務しない執行役員については、執行役員等のいずれの地位をも喪失した場合（いずれも、死亡による地位喪失を含む。）には、本譲渡制限を解除しない。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当社は

当然に無償で取得する。また、本役務提供期間中に、対象取締役については、取締役等のいずれの地位、取締役を兼務しない執行役員については、執行役員等のいずれの地位をも喪失した場合には、本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は本割当株式の全部を無償で取得する。

(6) その他の取扱い

当社による株式の管理については、上記の「(i) 勤務継続型株式報酬に係る本割当契約」に準ずる内容とする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度等に基づき、勤務継続型株式報酬及び業績条件型株式報酬については、当社の第 66 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものである。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 3 月 24 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 1,854 円としている。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考ええる。

以 上